

令和2年5月25日

保護者様

台東区教育委員会
台東区立駒形中学校長

教育活動再開に向けた対応について

幼・小・中学校（園）の臨時休業期間に際し、様々な就労状況や御家庭の状況があるにもかかわらず、お子様の養育などの対応に御理解・御協力を賜り誠にありがとうございます。

本区においては、区立幼・小・中学校（園）を5月31日（日）まで臨時休業としておりますが、東京都の臨時休業要請解除を見据え、6月1日（月）以降の教育活動につきましては、下記のとおり対応いたします。

なお、今後も国及び都の動向等により、下記内容が変更になる場合があることから、学校や区のホームページを御確認くださいようお願いいたします。

記

1 区立中学校における段階的な教育活動の再開について

○分散登校期間【給食なし】6月1日（月）から12日（金）まで

【給食あり】6月15日（月）から19日（金）まで

○通常登校開始 6月22日（月）から

※駒形中学校における分散登校の詳細については、別添の「駒形中学校の分散登校について」を御確認ください。

2 始業式及び入学式について

(1) 始業式について

2・3年生の最初の登校日（6月1日（月））に内容を厳選し、短時間で実施します。

(2) 入学式について

式典形式での入学式は実施しません。1年生の最初の登校日（6月2日（火））に生徒と教職員のみで入学の意義を留めた場を設定します。また、記念撮影は学級ごとに生徒のみで行います。

3 学校における感染症予防策の徹底について

(1) 登校前に自宅で検温し、健康状態を健康観察記録表に記入の上、学校に提出してください。登校後に発熱を確認した場合には、保護者の方にお迎えをお願いするなどして、当該生徒を安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養していただきます。

(2) 学校では、生徒に対し、こまめな手洗い、マスクの着用を基本とした咳エチケットの励行についての指導を行います。また、教室等の座席配置等の工夫や換気を行うなど、校内環境の整備を徹底します。

(3) 学校の感染症予防策や学校行事等の実施又は中止の判断について、別紙「台東区立学校園における新型コロナウイルス感染予防に関する取組」に記載しております。また、区のホームページに「台東区立学校園版感染症予防ガイドライン（令和2年5月22日）」を掲載しております。御確認ください。

4 家庭学習について

- (1) 台東区教育委員会では、家庭で学習を進める生徒の学習意欲向上につなげる動画を、6月上旬まで配信しております。詳細につきましては、学校のホームページ等を御覧ください。
なお、一部動画については、著作権の関係上、5月末日までの配信となります。
- (2) 家庭学習でお困りのことがありましたら、学校に御相談ください。

5 夏季休業期間の短縮について

今年度については、以下のとおり夏季休業日を短縮いたします。

- 夏季休業日 8月1日（土）から8月23日（日）まで
- 1学期終業式 7月31日（金）
- 2学期始業式 8月24日（月）

6 御家庭で御留意いただきたいこと

- (1) お子様や御家族の感染が判明した場合や感染者の濃厚接触者に特定された場合だけではなく、発熱等の風邪症状がみられる場合や、保護者がお子様を登校させることにより学校で感染する恐れがあると判断し、登校させなかった場合についても、「学校保健安全法第19条による出席停止」等として扱います。
- (2) 息苦しさや強いだるさ、高熱などの強い症状がある場合、基礎疾患があるなど重症化しやすい人で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状がある場合、重症化しやすい人でなくても、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合は、台東保健所（帰国者・接触者相談センター）に相談し、状況を説明の上、指示を受けてください。
- (3) お子様が新型コロナウイルス感染症に感染しているかどうかの検査（PCR検査等）を受けた場合は、速やかに学校へ御連絡ください。
- (4) 新型コロナウイルスの感染の拡大を防止するため、登校日以外は原則として自宅で過ごすようお願いいたします。
- (5) 外出して何らかのものに触れた場合は、手洗いやアルコール消毒液で手指を消毒するなどの習慣が身に付くよう御指導ください。
- (6) 健康保持等の観点から、ジョギング、散歩、縄跳びなどの日常的な運動を本人及び御家庭の判断において行うことは可能です。その際、「換気の悪い密閉空間」、「多くの人が密集」、「近距離での会話や発声」の状況となっていないか、必ず御確認いただき、必要に応じて時間帯や場所の変更等、工夫をお願いします。

7 その他

感染者、濃厚接触者とその家族、この感染症の対策や治療に当たる医療従事者や社会機能の維持に当たる方とその家族等に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されません。

学校では、人権教育を推進しておりますが、御家庭でも御理解いただき、お子様が正しい人権感覚を養えるよう引き続き御協力をお願いいたします。

■ 新型コロナウイルス感染症についての相談窓口

帰国者・接触者相談センター

台東区 03-3847-9402（平日午前9時から午後5時まで）

東京都 03-5320-4592（上記時間以外）

<問合せ>

台東区立駒形中学校 3844-2089

台東区教育委員会 指導課 5246-1453